

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	小林 直樹
加古川市監査委員	玉川 英樹

### 定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

市民部（市民生活あんしん課、市民課、国民健康保険課、医療助成年金課、人権施策推進課、市民センター[加古川・加古川北・野口・平岡・尾上・別府・両荘・加古川西・志方]）において、平成27年度に執行された事務事業及び平成26年度に執行された補助金を対象に監査を実施した。

#### 2 監査の実施期間

平成27年12月15日から平成28年1月28日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 4 監査の結果

各所管の事務事業は、おおむね適正にかつ効率的に執行されていると認められた。